

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課） ……	1
○ 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（同） ……	1
県議会規則	
○ 兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則 ……	2
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則 ……	3
○ 兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱 ……	3

公布された法令のあらまし

◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講ずることとした。

◎兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

刑法等の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用する条に繰下げが生じること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会規則第1号）

社会情勢の変化に応じた内容に見直すとともに、住民の傍聴を促すため、本会議における傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第2号）

全国都道府県議会議長会が定める標準都道府県議会会議規則の一部改正に伴い、兵庫県議会においても定義を明確にするため、所要の整備を行うこととした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第26号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第27号

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は福利厚生」を「若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項「議会の保有する」を削る。

第54条中「第4章」を「前章」に改める。

第55条中「特定」の右に「に資する情報の提供」を加える。

第60条から第62条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項、第54条並びに第55条の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）
 - (3) 第60条から第62条までの改正規定及び次項の規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）
- （経過措置）
- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

県 議 会 規 則

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県議会議長 浜田 知 昭

兵庫県議会規則第1号

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則

兵庫県議会傍聴規則（昭和38年兵庫県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に、「物品」を「物」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第12条第1項第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足る顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改める。

第13条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第13条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第13条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第2号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第103条第1項中「議場」の右に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



兵庫県議会告示第3号

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱（平成11年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第8条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に、「物品」を「物」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第8条第1項第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改める。

第9条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第9条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第9条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「、委員会室の秩序を乱すおそれのある」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。